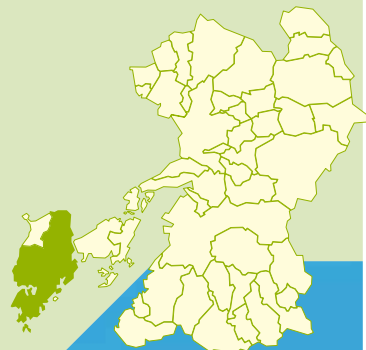


組合活性化情報

月刊

中央会



2025

7

July



【熊本県・県内14市】令和7年度
中小企業向け融資・助成制度一覧

特集



今月の絶景／牛深ハイヤ大橋（熊本県天草市牛深町）

この橋は、イタリアの建築家レンゾ・ピアノ氏の設計によって平成9年8月に完成。全長883mと県内最長を誇りつつ自然景観と調和した、世界に類をみない美しい橋。

新熊本100景にも選ばれ、例年12月上旬～1月上旬の夜はライトアップされ、牛深観光のメインスポットとなっています。



熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-1 大樹生命ビル 5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

Contents

・ 中央会だより

熊本県中小企業団体中央会 第70回通常総会を開催02~03

特集

【熊本県・県内14市】令和7年度中小企業向け融資・助成制度一覧

.....04~14

・ くまもとUBA

青年部活動レポート／単組青年部対抗ボウリング大会&ビア酒パーティを開催します！15

・ お知らせ

熊本県信用保証協会からのご案内16

・ 景況ウォッチャー

令和7年5月分18

情報連絡員便り19

・ 掲示板

リワーク支援（職場復帰支援）のご案内20



熊本の花

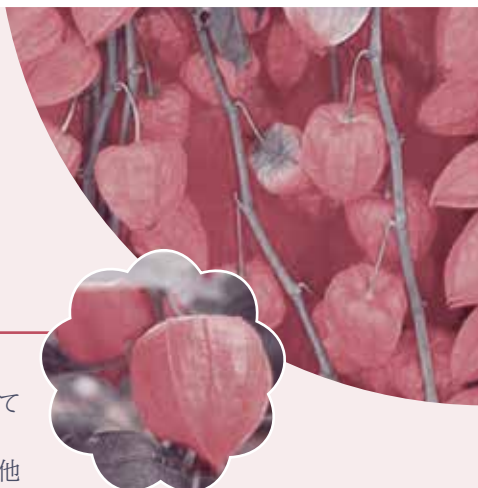
ホオズキ

花言葉

偽り、ごまかし
*花言葉は実の大きさに対して、中は空洞で種も小さいことに由来します。

ホオズキの真っ赤な実は、夏の夜を幻想的に彩ってくれます。
死者を導く提灯の役割を果たすとされ、日本では古くからお盆の仏花として飾られてきました。

県内産地 鹿本、上益城、西原他



中央会 便り

熊本県中小企業団体中央会 第70回通常総会を開催

令和7年5月29日(木)、ホテル日航熊本にて熊本県中小企業団体中央会第70回通常総会を開催致しました。総会冒頭の本会櫻井一郎会長による挨拶の後、熊本県知事表彰、中央会会長表彰を行い、その長年の功績を讃えて6組合、個人26名の方が受賞されました。(表彰者につきましては、3頁でご紹介しています。) また、来賓として、熊本県及び熊本市等の県下各行政商工担当の皆様並びに金融機関等関係諸団体より多数の出席をいただき、代表して竹内信義熊本県副知事、黒木善一熊本市経済観光局局長のお二方より祝辞をいただきました。

議案審議では、本会会員360名(委任状出席含む。)の出席を得て、「令和6年度事業報告及び決算承認について」や「令和7年度事業計画及び収支予算(案)について」など、全議案原案通り可決頂きました。

なお、役員補充を行い、新たな役員が決定しました。(新役員は以下に掲載しています。)

ご多忙の中ご出席いただきました関係各位の皆様、誠にありがとうございました。



櫻井一郎会長



増田好信副会長



上田裕子副会長

中央会役員の新体制

(順不同・敬称略)

会長1名、理事27名(副会長・専務理事を含む)			役職名	氏名	所属組合
役職名	氏名	所属組合	理 事	三角 清一	熊本県石油販売協同組合
会 長	櫻井 一郎	協同組合くまもとdプラザ	理 事	秦 英房	熊本個人タクシー事業協同組合
副 会 長	岩永 研一	熊本県建設業協同組合	理 事	横山 佳之	熊本県飲食業生活衛生同業組合
副 会 長	原田 実生	協同組合熊本ランベックス	理 事	稲吉 淳一	阿蘇温泉観光旅館協同組合
副会長(新)	増田 好信	熊本地区内航海運協同組合	理 事	松田 講成	熊本県自動車整備工業協同組合
副会長(新)	上田 裕子	熊本南工業団地協同組合	理 事	福島 昭弘	海外人材職業訓練協同組合
専務理事	西尾 浩明	熊本県中小企業団体中央会専従	理 事	星山 一憲	栄工業団地協同組合
理 事	本田 雅晴	熊本県酒造協同組合	理事(新)	松枝 隆	熊本県学校給食納入協同組合
理 事	猪本 恭三	熊本県海産物仲卸協同組合	理事(新)	大木 稔	協同組合南関ショッピングセンター
理 事	泉田 淳	協同組合植木ショッピングプラザ	理事(新)	山下 泰雄	山都町観光振興協同組合
理 事	堤 公一	熊本県菓子工業組合	理事(新)	吉富 訓生	熊本県瓦工業組合
理 事	森崎 伸晃	熊本県セメント卸商協同組合	理事(新)	富永 哲生	熊本流通団地協同組合
理 事	橋本 和彦	熊本県みそ醤油工業協同組合	理事(新)	井手正太郎	熊本電工団地協同組合
理 事	吉弘 顕規	熊本県中小企業団体中央会青年部協議会(合志工業団地協同組合)	監事2名		
理 事	前田 博明	熊本総合鉄工団地協同組合	監 事	出田 貴康	熊本県信用組合
理 事	河島 一夫	熊本県商店街振興組合連合会	監 事	直江 幸一	協同組合大矢野ショッピングプラザ

受賞された皆様、おめでとうございます

(順不同・敬称略)

熊本県知事表彰

●優良組合：熊本県電機商工組合

●組合功労者：村上 昭光（熊本県花き事業協同組合 理事長）

熊本県中小企業団体中央会会長表彰

●優良組合（5組合）

総代：協同組合熊本ランベックス

九州経済交流事業協同組合

企業組合ワーカーズコレクティブ・レインボー

熊本県蘭製品卸商業協同組合

クリエートワーカーズ協同組合

●優良役員（19名）

総代：志土地 猛 熊本県ビルリフォーム協同組合 理事長

田辺 成一 フロンティア熊本砕石協同組合 理事長

高岡 弘一 熊本砕石共販協同組合 理事長

永井 正人 熊本県キット利用協同組合 理事長

木下 龍起 熊本流通団地協同組合 理事長

大森 敏雄 熊本流通団地協同組合 副理事長

木村 光男 熊本流通団地協同組合 副理事長

瀬戸山 浩 南九州交通共済協同組合 副理事長

松岡 智宏 熊本県中古自動車販売商工組合 副理事長

住永栄一郎 熊本県中古自動車販売商工組合 理事

城後 文代 熊本県商店街振興組合連合会 理事

中村 優治 熊本県塗装防水仕上業協同組合 理事

今村 安志 玉名電気工事業協同組合 理事

河野 正道 熊本青果食品商業協同組合 理事

碓山 一憲 熊本県環境整備事業協同組合 理事

岩本 清和 天草市管工事業協同組合 理事

平松 治幸 協同組合熊本県鉄構工業会 理事

亀井 健 協同組合熊本県鉄構工業会 監事

寺本幸三郎 本町三丁目商店街振興組合 監事

●優良職員（6名）

総代：緒方香代子 協同組合植木ショッピングプラザ 経理主任

雪野 高志 熊本輸送団地協同組合 係長

本田 英二 南九州交通共済協同組合 係長

中島 敬輔 南九州交通共済協同組合 主任

永吉 浩二 熊本輸送団地協同組合 主任

三宅 紘末 熊本県火災共済協同組合 主事



優良組合 熊本県電機商工組合
(本田敬喜 理事長)



組合功労者 村上昭光様
(熊本県花き事業協同組合 理事長)



優良組合の皆様



優良役員の皆様



優良職員の皆様



特集

【熊本県・県内14市】令和7年度
中小企業向け融資・助成制度一覧

熊本県及び県内各市では、中小企業向けに様々な融資・助成制度を実施しています。この度本誌では、各行政機関の制度概要を取りまとめご紹介します。ぜひ、組合員事業所等へ周知いただきますようお願い致します。

なお、調査にご協力いただいた行政窓口の情報のみ掲載しておりますので、詳細については各行政機関の窓口までお問い合わせください。

【目次】

■熊本県	商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課	4	■山鹿市	商工観光部商工政策課物産振興係	11
■熊本市	経済観光局産業部商業金融課	5	■天草市	経済部産業政策課	11
■熊本市	経済観光局産業部経済政策課	6	■菊池市	経済部商工振興課	12
■八代市	経済文化交流部商工政策課	7	■宇土市	経済部商工観光課商工振興係	13
■人吉市	経済部商工観光課商工係	9	■上天草市	経済振興部観光おもてなし課産業振興係	14
■荒尾市	地域振興部産業振興課商工政策係	10	■宇城市	経済部商工観光課商工観光係	14
■水俣市	産業建設部経済観光戦略課経済振興室	10	■阿蘇市	経済部まちづくり課商工物産係	14
■玉名市	産業経済部商工政策課商工振興係	10	■合志市	産業振興部商工振興課	14

■熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課 金融班

詳細HP：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>

TEL：096-333-2314 FAX：096-383-1854

※国の特別保証制度改正等により、制度改正を行う場合がありますので詳しくはホームページをご確認ください。

制度名	対象者	限度額
金融円滑化特別資金 (一般枠)	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1)申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者 (2)様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者 (3)申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4)熊本県中小企業再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者	1 企業 設備・運転 5,000万円 1 組合 設備・運転 1 億円
金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証 対応枠)	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項(以下「セーフティネット」という。)第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者	設備・運転 5,000万円 【別枠】
金融円滑化特別資金 (令和2年7月豪雨枠)	次のいずれかに該当する者 (1)令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (2)令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者	設備・運転 8,000万円 【別枠】
金融円滑化特別資金 (米国関税対策枠)	次のいずれかに該当する者 (1)米国関税措置の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 (2)米国関税措置の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者	1 企業 設備・運転 5,000万円 1 組合 設備・運転 1 億円
小規模事業者おうえん 資金	既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の小規模企業者	設備・運転 2,000万円
創業者支援資金	事業を営んでいない個人又は事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験があり、県内で新規又は再び事業を開始するもので、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者 (1)1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者(産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者(以下「特定創業支援等を受けた者」)は6月以内) (2)2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者(特定創業支援等を受けた者は6月以内) (3)個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4)会社設立の日(法人登記日)以後5年未満の者 (5)上記(3)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合 ※条件を満たす場合は、スタートアップ創出促進保証の適用可(令和7年6月30日運用開始)	設備・運転 3,500万円

制度名	対象者	限度額
経営革新等支援資金	県が定める特定の事業に取り組む者 【例】 ・省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者 ・経営革新計画の承認を受けた者 ・先端設備等導入計画の認定を受けた者 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 ・熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者 ・自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 ・熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者	1 企業 設備 5,000万円 運転 2,500万円 1 組合 設備 1 億円 運転 5,000万円 ※くまもとゼロカーボン関連 設備 8,000万円
新事業展開支援資金	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者	1 企業 設備 5,000万円 運転 2,500万円 1 組合 設備 1 億円 運転 5,000万円
中小企業短期資金	季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額
事業承継者おうえん資金	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家の確認を受けていること	設備・運転 5,000万円
経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）	産業競争力強化法第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者	設備・運転 8,000万円
台湾関連ビジネス拡大支援資金（一般枠）	台湾に関連する事業に取り組む者	設備・運転 8,000万円
台湾関連ビジネス拡大支援資金（海外投資枠）	台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者	台湾への直接投資の事業に資する資金 1 億円
生産性向上等緊急支援資金	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと	1 企業 設備・運転 8,000万円 1 組合 設備・運転 1 億円

■熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

詳細HP：<https://www.city.kumamoto.jp/>

TEL：096-328-2424 FAX：096-324-7004

制度名	融資対象者	融資限度額	保証料率（注）
創業サポート資金	●新規に事業を起こす（起こした）者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する者（注） (2) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する者（注） (3) 市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4) 市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者 （注）産業競争力強化法第2条第31項第1号、第3号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は6月以内 移住者 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、全額保証料補給あり。 事業承継 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該当する者は、全額保証料補給の特例あり。	2,000万円以内	年0.35%（移住者、事業承継者は年0.00%） ※市補助・補給後



熊本市
商業金融課
熊本市
経済政策課

制度名	融資対象者	融資限度額	保証料率（注）
経営向上 小口資金	● 市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ● 従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること。 ● この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計2,000万円の範囲内であること。 事業承継 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。	1,000万円 以内	年0.25%～ 1.10% （事業承継者は 年0.00%） ※市補給後
小口資金	● 市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下であること。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。	1,000万円 以内	年0.225%～ 0.625% ※市補給後
経営活性化資金	● 市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合 ※ 他の市制度融資の借換も可能	3,000万円 以内	年0.25%～ 1.70% ※市補助後
【新設】 補助金活用 支援資金	● 市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ1年以上経営している中小企業者 ● 令和7年4月1日以降に国や地方自治体等から生産性向上や賃上げを目的とする補助金の交付決定を受けている、または、法律に基づく事業計画の認定を受けていること。 ※ 借入申込時の必要書類：補助金に関する「交付決定通知書（写）」＋「申請書類（写）」 または事業計画に関する「認定（承認）通知書（写）」＋「申請書類（写）」 ※ 取扱期間は、令和7年12月26日保証申込受付かつ令和8年3月31日融資実行分まで	2,000万円 以内	年0.113%～ 0.475% ※市補給後
経営安定 特例資金	● 市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上（天災地変・火災の場合6か月以上）経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 (1) 大規模小売店（床面積1000㎡超）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 (2) 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 (3) 天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 (4) 大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※ 上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。 ※ 「熊本市倒産関連中小企業者に対する利子補給要綱」第2条に該当する者は、1年間1/2利子補給あり。	1,500万円 以内	年0.25%～ 1.70% ※市補助後

（注）一定の要件を満たす法人は、保証料率の上乗せ（0.25%または0.45%）を条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。

熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課

詳細HP：<https://www.city.kumamoto.jp/>
TEL：096-328-2950 FAX：096-324-7004

制度名（補助金）	対象となる事業及び対象者並びに限度額				
熊本市展示会等 出展支援事業補 助金	【対象となる事業】 展示会、見本市、商談会等（オンライン開催を含む）への出展事業（即売を伴う事業は対象外）。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金と重複して補助を受けることとなる事業は除く。 【対象者】 熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、補助対象業種を主たる事業として営むもの。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。 【補助率等】 <table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動 画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費</td><td>1/2以内・20万円</td></tr></table> ※各経費とも展示会等への出展に係るものに限る。 ※翻訳費は国外における展示会等への出展に係るものに限る。 【特記事項】 第1回公募（4～9月開催分）は予算に達したため公募終了。 米国関税措置対策公募（6～12月開催分）※海外への販路拡大が可能な展示会等を対象。 第2回公募（10～2月開催分）は9月中旬により公募開始予定。	補助対象経費	補助率・限度額	①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動 画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費	1/2以内・20万円
補助対象経費	補助率・限度額				
①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動 画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費	1/2以内・20万円				

制度名（補助金）	対象となる事業及び対象者並びに限度額			
熊本市 DX 環境整備事業補助金	◆補助対象事業、補助対象経費、補助上限額			
	補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
	【必須】DX環境整備事業	デジタル人材関連費	1／2以内	10万円
		デジタルツール導入費及びセキュリティ対策費	1／2以内	20万円
	【任意】海外デジタルプロモーション事業	デジタルコンテンツ制作費	1／2以内	10万円
熊本市中小企業研修派遣助成制度	◆補助対象者 熊本市展示会等出展支援事業補助金の対象者と同じ			
	◆公募期間 令和7年6月12日（木）～令和7年11月28日（金）先着順			
	【助成内容】 対象となる企業が中小企業大学校などの公的研修機関での研修に参加する場合、受講料の2分の1を限度に予算の範囲内で助成（補助上限額あり）			
	【対象となる企業】 本市に事業所又は事務所を有する中小企業者、協同組合・商店街振興組合等			
	【助成の対象となる研修機関】 中小企業大学校、職業能力開発促進センター等			
	【補助金額】 受講料の1/2以内（3万円を上限とし、1事業者につき年度内1回限り）			

■八代市 経済文化交流部 商工政策課

HP：http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/

TEL：0965-33-8513（直通） FAX：0965-33-4516（経済文化交流部代表）

制度名	対象者・内容	限度額																										
八代市小口資金融資制度	①市内に1年以上引続き住所又は事務所、店舗、工場を有する従業員20人以下の企業者 ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	1企業 1,000万円以内																										
八代市中小企業経営安定特別融資制度	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	1企業 1,500万円以内																										
八代市創業者支援資金融資制度	①産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29号に規定する創業者 ②市税を完納していること	1創業者につき1,000万円以内 ただし、特定創業支援の証明を受けた者は1,500万円以内																										
八代市企業振興促進事業	要件を満たす八代市内の対象事業所を適用事業所として指定し、下記の奨励措置を実施する。 （対象事業所） ①製造業、運輸業、電気・ガス・熱供給業、卸売業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者が①のために建設、取得する施設（立地決定済みに限る） （適用要件） 事業所等の投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円（中小企業者は2,000万円）以上かつ新規雇用者5人以上（中小企業者は2人以上） 【固定資産税の減免】 <table><tr><td>初年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table> 【雇用奨励金】 ●正社員一人あたり 50万円 ●正社員以外一人あたり 30万円 【事業所等建設補助金】 <table><tr><td>投下固定資産総額</td><td>新規雇用者数</td><td>算定式</td></tr><tr><td rowspan="3">1億円以上</td><td>10人未満</td><td>投下固定資産×1%</td></tr><tr><td>10人以上～40人未満</td><td>投下固定資産×2%</td></tr><tr><td>40人以上</td><td>投下固定資産×3%</td></tr><tr><td>20億円以上</td><td>100人以上</td><td>投下固定資産×5%</td></tr><tr><td>20億円以上 （市長が認める事業所等）</td><td>100人以上</td><td>投下固定資産×5% （操業開始から3年以内の分も含む）</td></tr></table> 【用地取得等補助金】 投下固定資産総額が1億円以上の事業所等の場合、土地取得価格の30/100	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	100%	100%	100%	50%	50%	投下固定資産総額	新規雇用者数	算定式	1億円以上	10人未満	投下固定資産×1%	10人以上～40人未満	投下固定資産×2%	40人以上	投下固定資産×3%	20億円以上	100人以上	投下固定資産×5%	20億円以上 （市長が認める事業所等）	100人以上	投下固定資産×5% （操業開始から3年以内の分も含む）	投下固定資産総額及び新規雇用者数に応じて5,000万円から6億円
初年度	2年度	3年度	4年度	5年度																								
100%	100%	100%	50%	50%																								
投下固定資産総額	新規雇用者数	算定式																										
1億円以上	10人未満	投下固定資産×1%																										
	10人以上～40人未満	投下固定資産×2%																										
	40人以上	投下固定資産×3%																										
20億円以上	100人以上	投下固定資産×5%																										
20億円以上 （市長が認める事業所等）	100人以上	投下固定資産×5% （操業開始から3年以内の分も含む）																										



制度名	対象者・内容	限度額
八代市産業活性化人材・企業育成支援事業	技術向上・研究開発・経営の安定などのため、経営者及び従業員に研修を受講させる場合や副業人材を活用する場合、その経費の一部を補助。 (ア) 製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業 (イ) 八代市未来チャレンジ企業 (ウ) 建設業、サービス業、小売業など市内の中小企業 【補助対象となる研修等】 ◆業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー ◆業務に関連する資格・免許取得にかかる講習 ◆企業価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー ◆技術指導者を招聘して行う研修等 ◆副業人材の募集 【補助対象経費】 ①受講料及び研修資料代 ②受験料 ③講師を招いて行う研修経費、副業人材募集時のメディア掲載経費	【アの業種】 補助率：1/2 補助限度額（一人当たり）：5万円 補助限度額（1企業あたり）：10万円 別途講師招聘副業人材活用：8万円 【イの業種】 補助率：2/3 補助限度額（一人当たり）：7万円 補助限度額（1企業あたり）：15万円 別途講師招聘副業人材活用：10万円 【ウの業種】 補助率：1/3 （新規雇用者へ研修の場合は補助率：1/2） 補助限度額（一人当たり）：3万円 補助限度額：（1企業あたり：8万円） 別途講師招聘副業人材活用：5万円
八代市中小企業信用保証料補給制度	次に掲げる融資制度の融資を受けた中小企業者 (1)八代市小口資金融資制度 (2)八代市中小企業経営安定特別融資制度 (3)八代市創業者支援資金融資制度	熊本県信用保証協会に一括で支払う信用保証料総額の1/2 ※(3)で特定創業支援の証明を受けた者は全額
熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度利用者に対する中小企業信用保証料補給制度	県が実施する小規模事業者おうえん資金融資制度による融資を受ける市内の中小企業者で、市税を完納していること	熊本県信用保証協会に一括で支払う信用保証料総額の1/2
八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	【対象業種】 ・日本標準産業分類に掲げる情報通信業 ・コールセンター事業 ・コンテンツ制作事業 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 投下固定資産額：100万円以上 事業所開設時点の新規雇用者数：3人以上（市内に住所を有する者） 【補助対象経費及び補助額】 1) 投下固定資産額の合計×1/3 2) 事業所の年間賃借額×1/2（開設から3年間） 3) 専用通信回線等使用料（クラウド含む）×1/2（開設から3年間） 4) 新規雇用者数（正規雇用者）×30万円（操業開始3年間）、2年目以降は純増者に対して交付 4)-2 新規雇用者（非正規雇用者）×15万円（操業開始3年間）、2年目以降は純増者に対して交付	（投下固定資産額） 補助限度額：1千万円 （建物購入3千万円） （事業所の年間賃借額） 補助限度額：1坪あたり5千円 （専用通信回線等使用料） 補助限度額：200万円/年
商店街魅力向上ソフト事業	【補助対象者】 振興会等 【内容】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の助成等を受けて実施するものを除く。 【補助対象経費】 会場設営費、宣伝広告費、人件費及び謝礼金、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：50万円
	【補助対象者】 協力団体等 【内容】 商店街振興組合と協力して実施する商店街の賑わいの向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。 【補助対象経費】 会場設営費、宣伝広告費、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：10万円

制度名	対象者・内容	限度額
商店街連合事業	【補助対象者】 連合会等、八代商工会議所、八代市商工会 【内容】 商店街活性化のための事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。 【補助対象経費】 会場設営費、宣伝広告費、人件費及び謝礼金、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：100万円
	【補助対象者】 連合会等 【内容】 連合会等の運営に関する事業 【補助対象経費】 ①人件費及び謝礼金、②福利厚生費、③通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費、④旅費、⑤その他市長が認める経費	①②は補助対象経費の3/4 ③④⑤は補助対象経費の1/2
空き店舗活用事業	＜コミュニティ強化のための事業＞ 【補助対象者】 振興会等 【内容】 空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 ①借家料、②光熱水費、③消耗品費、④店舗の改装費、⑤その他市長が認める経費	①②③⑤は補助対象経費の3/4 限度額：150万円 ④は補助対象経費の2/3 限度額：300万円
	＜短期イベント等誘致のための事業＞ 【補助対象者】 振興会等 【内容】 空き店舗を利用しイベント等を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 借家料（連続して10日以上又は断続的に14日以上（週3日以上）開催するもの）	補助対象経費の1/2 限度額：月額10万円
	＜チャレンジショップ応援事業＞ 【補助対象者】 振興会等 【内容】 空き店舗等を利用し試験的な出店を図る事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 ①会場設営費（会場借上料を含む。）、②宣伝広告費、③原材料費	補助対象経費の2/3 限度額：3万円
商店街再生事業	＜新規出店者誘致のための事業＞ 【補助対象者】 振興会等 【内容】 市長が別に定める業種に係る新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 ①借家料、②店舗の建設費、③店舗の改装費（①～③のいずれかの経費に限る）	①は補助対象経費の1/3 限度額：月額5万円 ②は補助対象経費の1/3 限度額：100万円 ③は補助対象経費の1/3 限度額：60万円（店舗のうち事務所に係るものは限度額48万円）
	＜既存店舗の魅力創出及び集客力向上の推進のための事業＞ 【補助対象者】 振興会等 【内容】 既存店舗の魅力創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 既存店舗（新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く）の改装費（20万円以上のものに限る）	補助対象経費の1/3 限度額：50万円
商店街環境整備事業	【補助対象者】 振興会等 【内容】 商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】 ①案内板整備費、②アーケード整備費、③放送設備整備費、④街路灯整備費、⑤防犯カメラ整備費、⑥その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の1/2 限度額：100万円

■人吉市 経済部 商工観光課 商工係

詳細HP：http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/toppage/kurashi_nav/nav_hojyokin/32686

TEL：0966-22-2111（内線2133） FAX：0966-32-8786

制度名	対象事業名	対象事業の内容	補助金額	補助回数
人吉市商店街活性化事業補助金	イベント事業	補助事業団体が中心市街地において行うイベント事業で市長が適当と認めたもの	補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対しては、同一会計年度に1回限りとし、同一イベントに対しては5か年度を限度とする。
	空き店舗活用事業	家屋の外観を修景し、休憩所、ギャラリー又は展示場等として活用する事業	修景費及び改装費：補助対象経費の3分の2以内で30万円を限度とする。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、補助対象経費の3分の1以内で100万円を限度とする。	同一事業経営者につき1回に限り交付する。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、同一空き店舗について1回に限り交付する。
	既設家屋改装等事業	既設家屋の外観を修景する事業 既設家屋の外観を修景し、かつ、その一部を休憩所、ギャラリー等立寄施設に改装する事業	補助対象経費の3分の2以内で、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。 補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一事業経営者につきいずれか1回に限り交付する。



■荒尾市 地域振興部 産業振興課 商工政策係

HP : <https://www.city.arao.lg.jp/sangyo/shokouguyo/yushi-josei/page1467.html>

熊本県荒尾市宮内出目390番地 TEL : 0968-63-1432 FAX : 0968-63-1158

制度名	対象者	限度額
特別小口資金融資制度	① 荒尾市内に居住し、同一事業を1年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ② 営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許可登録を受けている者 ③ 前年度の市民税は税額があり、かつ当該税額を完納している者（非課税及び免税措置を受けている者は市長の証明が必要） ④ 熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けていない者	1,000万円
無担保無保証人融資制度	① 荒尾市内に居住し、同一事業を1年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人（商業サービス業を主とする事業者は5人）以下の法人及び個人 ② 営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許可登録を受けている者 ③ 融資申込日前1年間の当該事業に係る市民税の所得割（法人は法人税割）を完納している者 ④ 熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けていない者 ⑥ 当該保証制度以外の保証を受けていない者	1,000万円
信用保証料補給制度	荒尾市中小企業融資制度において、信用保証協会の保証付で融資を受けると信用保証料の2分の1（10万円を限度額とする。）を予算の範囲内で荒尾市が助成する。	10万円

■水俣市 産業建設部 経済観光戦略課 経済振興室

詳細HP : <https://www.city.minamata.lg.jp/kiji00367/index.html>

TEL : 0966-61-1628 FAX : 0966-62-3311

制度名	融資対象	融資限度額
水俣市創業資金融資制度 【※1 利活用補助金（利子補給、信用保証料補助）あり】	1. 信用保証協会の保証対象業種であること 2. 市内に事業所及び住所を有するもの 3. 市税を滞納していないもの 4. これから1月以内（特定創業支援を受けた者は6月以内）に新たに事業を開始する創業者 5. これから2月以内（特定創業支援を受けた者は6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者 6. 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者 7. 会社設立の日（法人登記日）以後、5年を経過していない中小企業者 8. 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと 9. 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと	1,000万円以内 特定創業支援を受けた者 1,500万円以内
【※1】水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金交付制度	「信用保証料補助」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、信用保証協会が算出した信用保証料の額に相当する額（20万円を上限とする）を市で負担します。 「利子補給」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い1月～12月に支払った利子（延滞利子を除く）に相当する額（20万円を上限とする）を5年間市で負担します。	
水俣市中小企業融資資金利子補給金交付制度（熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度対応分）	「熊本県小規模事業者おうえん資金」融資制度による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い、1月～12月に支払った利子（延滞利子を除く）の1/2の額を3年間市で負担します。	

■玉名市 産業経済部 商工政策課 商工振興係

詳細HP : <https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/383/12762.html>

TEL : 0968-71-2065 FAX : 0968-73-2220

制度名称	玉名市中小企業経営安定資金保証制度	玉名市特別小口資金保証制度	玉名市季節資金融資制度（中元・年末）	玉名市小企業無担保無保証人融資制度
対 象	市内に1年以上住所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、本市に主たる事務所、店舗、工場等を有し、前年度及び当該年度（納期未到来分を除く。）の市県民税を完納している者	市内に1年以上住所を有し、かつ県内に店舗、工場又は事務所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、従業員数が20人以下の法人及び個人で、前年度の市民税を完納している者	市内に1年以上住所を有し、かつ同一事業を引き続き1年以上営む中小企業者で、市民税を完納している者	市内に居住し同一事業を引き続き1年以上営み、従業員が5人以下で、他の保証制度を受けていない者
他の制度との併用	無担保融資制度との併用のみ不可			いずれとも併用不可
資金用途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金	運転資金 設備資金
融資限度額	800万円以内	1,000万円以内	300万円以内	100万円

■山鹿市 商工観光部 商工政策課 物産振興係

詳細URL: <https://www.city.yamaga.kumamoto.jp>

熊本県山鹿市山鹿987-3 TEL: 0968-41-5698 FAX: 0968-43-8795

制度名	対象者	限度額又は補助額
山鹿市創業開業チャレンジ応援事業	令和5年4月1日以降に、商工団体の支援を受けて市内で創業・開業する者。 その他要件あり。 (窓口) 山鹿商工会議所 0968-43-4111 山鹿市商工会 0968-46-2141	補助率: 1/2 補助上限額: 100万円 ・基本額: 50万円 ・加算額: 過去1年以内に市内に移住した者は30万円を加算、商店街に加入した者は20万円を加算
山鹿市商工業跡継ぎ支援事業	令和5年4月1日以降に、市内に引き続き5年以上経過している事業所を専門機関の支援を受けて事業承継する者。 その他要件あり。 (窓口) 山鹿商工会議所 0968-43-4111 山鹿市商工会 0968-46-2141	補助率: 1/2 補助上限額: 100万円
山鹿市中小企業人材育成助成事業補助金	市内に主な事業所又は事務所を有する中小企業者及びその従業員研修先: 中小企業大学校	研修受講料の2/3 補助上限額: 年度ごとに1事業所あたり10万円

■天草市 経済部 産業政策課

熊本県天草市東浜町8番1号 TEL: 0969-32-6786 FAX: 0969-24-3501

制度名	補助対象事業等の内容	対象者	補助率又は補助額 (限度額)
商工業設備資金利子補給補助金	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	補助率: 4/10 上限: 60万円 ※20万円×3年間 補給期間: 3年間もしくは36回まで 対象利率: 上限5% (保証料込み) 融資額: 500万円以上
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034113/index.html		
起業創業資金利子補給補助金	①対象資金: ・熊本県創業者支援資金 ②日本政策金融公庫の新創業融資制度 ①②の協調融資 ・使途: 運転資金及び設備資金	中小企業として起業する者、もしくは創業1年未満の者で市内に住所を有し(法人の場合は本店住所も)市内で事業を営む者 ※要商工団体の指導(1回以上)	補助率: 10/10 上限: 120万円 ※40万円×3年間 補給期間: 3年間もしくは36回まで 対象利率: 上限3% (保証料込み) 融資額: 上限2,000万円
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039185/index.html		
事業承継・デザイン経営等取組支援事業	申請した日の属する年度内に事業を完了する販路開拓又は売上拡大につながる事業であって、本事業の完了後、おおむね1年以内に売り上げにつながるが見込まれる事業であること。	従業員20人以下の小規模事業者であって創業1年以上の者で市内に住所(法人の場合は本店住所)を有する者かつ代表者が満60歳以上の事業所において、中心となって事業を実施しようとする後継者候補又は市が実施するデザイン経営に関する実践事業等を受講した者 ※要商工団体の指導(3回以上)	補助率: 1/2 上限: 初回申請時: 100万円 2回目申請時: 50万円 ※年度内に申請は1回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039186/index.html		
中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金	原油価格や物価高騰等の影響により、売上げや利益が減少している中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の導入等による生産性向上や省力化等の取組み。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者で市内に住所を有する者(法人の場合は本店住所も) ※要商工団体の指導(1回以上)	・補助率 初回申請時: 2/3 2回目申請時: 1/2 ※年度内に申請は1回まで ・通常枠 上限50万円 ・通常枠のうち複数店舗に係る申請及び複数者による共同申請または先端設備等導入枠 上限100万円
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00311651/index.html		
【新設】天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金	貨物自動車運送事業者が保有し、現に使用する事業用車両等に対して車両区分に応じた支援金を支給	市内に本店を有する法人又は市内に住居登録及び主たる事業所を有する個人事業主で貨物自動車運送事業を営む者	・普通自動車(大型トラック等) … 4万円/台 ・小型自動車(小型トラック・小型乗用車等) … 3万円/台 ・軽自動車(軽貨物等) … 2万円/台 ※申請受付: 令和7年10月31日まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00310142/index.html		
商店街空き店舗活用促進事業	空き店舗等情報バンクに登録してある店舗を借上げ、新規に開業された方(移転は対象外)	市内に住居を有する又は本店を有する者で、天草市空き店舗バンクに登録してある店舗を活用して、新規出店を行う商店街等組織に加入している者。	補助率: 家賃の1/2 上限: 60万円 ※5万円×12ヶ月
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031324/index.html		
ブランド産品推進支援事業	産品の販路拡大やブランド確立のために実施する、地産地消・他消やブランド化の推進を目的とした取組み。	以下のいずれかに該当する者 ・市内に住居を有する個人事業主。 ・規約、会則等を有し、代表者が市内に住居を有する者であり、かつ構成員のうち2分の1以上が市内に住居を有する任意団体。 ・市内に本店を有する法人。	補助率: 1/2 上限: ・施設等整備支援事業 50万円 ・新商品開発等支援事業 20万円 ・食品分析支援事業 2万円 ・商標登録出願等支援事業 5万円 ・パッケージ等作成支援事業 10万円 ・コンテストチャレンジ支援事業 10万円 ・物産展等出展支援事業 15万円 申請回数: 1回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00311986/index.html		



■菊池市 経済部 商工振興課

URL : <https://www.city.kikuchi.lg.jp/>

TEL : 0968-36-9720 FAX : 0968-25-1123

制度名	対象者	補助額
菊池市中小企業 経営安定資金融 資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内に1年以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、資本金総額が1,000万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が50人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会により代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・1事業者につき600万円以内。 ・融資期間は3年以内、5年以内。
菊池市小規模事業 振興資金融資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内において6月以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において、6カ月以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・1業者につき500万円以内。 ・融資期間は3年以内、5年以内。
菊池市勤労者生活 安定資金融資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内に1年以上引き続き居住し、かつ、同一事業所に継続して1年以上勤務していること。 ・安定した収入があり、融資を受けた資金の返済が確実と認められること。 ・取扱金融機関が保証委託する保証機関の保証が受けられること。 ・成年者であること。 ・市税を完納していること。	・1人当たり100万円以内。 ・返済期間は、5年以内。
菊池市中小企業小 口資金保証制度	・市内に1年以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において、1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人。 ・営業許可または登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者または、市税について非課税および免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者およびその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者	・1事業所につき400万円以内。 ・融資期間は30月、45月、60月
菊池市中小企業 近代化等資金利子 補給	・本市において、住居又は、事業所を3年以上有し、かつ、同一事業を3年以上営んでいる者であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人で、菊池市商工会に加入している者。ただし、菊池市旅館等施設整備資金利子補給金交付要綱の適用を受けた旅館等の交付は除く。	・借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間に支払った利子の額の30%以内で1企業に対して年20万円を限度とし、商店会連合会又は協同組合に対しては、年50万円を限度。 ・経営基盤の強化に該当するものは利子額の30%以内で1企業に対して年5万円を限度。
菊池市中小企業後 継者育成対策事業 助成金	(1)要件のいずれにも該当する後継者へ1回を限度として助成金等を交付。 ・商工会に加入している事業所に新規就業又は就業している者であつて、当該事業所が新たに後継者として認定した者。 ・本市に居住している者。 ・満40歳までの後継者。 ・後継者は就業後5年以上従事する見込みのある者。 (2)配偶者を迎えた後継者	(1)後継者育成助成金：30万円 (うち10万円を市内共通商品券で助成。) (2)結婚祝い金：5万円 (全額を市内共通商品券で助成。)
菊池市創業融資 制度	・信用保証協会の保証の対象で、市内において事業を事業を行おうとする者。 ・市税に未納がない者。 ・取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。 ・熊本県信用保証協会に対して、代位弁済による求償債務(連帯保証による者を含む。)がないこと。 ・次のいずれかに該当する者。 (1)個人は、1月以内(特定創業支援を受けた者は、6月以内)に新たに事業を開始する者。 (2)法人は2月以内(特定創業支援を受けた者は6月以内)に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する創業者。 (3)事業を開始した日以降1年を経過していない創業者である中小企業者。 (4)会社の設立の日(法人登記日)以降、1年を経過していない創業者である、中小企業者。	(融資条件) ・融資限度額 1,000万円以内(特定創業支援を受けた者は、1,500万円以内) ・融資期間 10年以内 ・貸付利率 3年以内：年1.00%以内 5年以内：年1.10%以内 7年以内：年1.30%以内 7年超：年1.45%以内 (いずれも特定創業支援事業を受けた方は0.2%減じた金利)
菊池市創業支援 事業補助金	(1)～(8)条件全てを満たす方 (1)次のいずれかに該当すること ・【創業】 これまでに事業を営んだことのない個人が、新たに本市において事業を開始すること。 ・これまで事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、本市において事業を開始すること。 ・【新分野進出】 既に事業を営んでいる者が、その事業とは日本産業分類の中分類が異なる業種の事業を新たに開始すること。 (2)次のいずれかに該当すること ・【創業】 補助金の申請年度内に創業を行う者、または申請時において創業の日から1年を経過しない者であること。 ・【新分野進出】 交付の決定を受けた後に事業に着手する者であること。 (3)次のいずれかに該当すること ・【個人事業主】 代表者が補助事業の完了までに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 ・【法人】 補助事業の完了までに、本市を本店所在地とした法人登記が行われていること。	創業 【賃借料】 ・借地料の2分の1以内で限度額月額5万円 ・借家料の2分の1以内で限度額月額5万円 ・借地料と借家料の両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額8万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額50万円 ・内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円 ・外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額50万円 【固定資産税相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度あたり限度額10万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度あたり限度額20万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額25万円

菊池市創業支援事業補助金	(4)業種にあっては、日本標準産業分類の大分類I-卸売業、小売業、大分類M-宿泊業、飲食サービス業、大分類N-生活関連サービス業、娯楽業、大分類O-教育、学習支援業、その他商店街の集客やイメージアップに有効でまちづくりくにに寄与すると市長が認める業種であること。 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団ではない者、又それらと密接な関係を有しない者であること。 (6)市県民税の滞納がないこと。 (7)創業支援事業計画のワンストップ窓口（菊池市商工会）で、1カ月以上の期間をかけ、4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有している創業支援事業者。またはそれと同等の事業計画を有する新分野に進出する者であること。 (8)過去に菊池市創業支援事業による助成を受けていない者であること。	新分野進出 【賃借料】 ・借地料の2分の1以内で限度額月額2万円 ・借家料の2分の1以内で限度額月額2万円 ・借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額3万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額20万円 ・内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円 ・外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額20万円 【固定資産相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額3万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為に設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額7万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為に設備機器購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額10万円 ※グルメ菊池重点区域に関しては、補助金の増額及び補助対象期間の延長あり。
事業承継推進事業補助金	【親族内継承】 市内に本店又は主たる事業所を置く代表者の親族であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業継承した者。 【従業員継承】 市内の本店又は主たる事業所で雇用される従業員であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業継承した者。 【第三者継承】 5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所を事業継承した者。 (1)～(6)条件をすべて満たす方 (1)申請時において親族内継承、従業員継承若しくは第三者継承のいずれかの方法で事業継承した日から3年以内の者で、経営革新に取り組む者であること又は事業承継を前提とした企業価値診断をする者であること。 (2)交付の決定を受けた後に経営革新又は企業価値診断に着手する者であること。 (3)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者であること。ただし、日本標準産業分類の大分類A及びBに規定する農林業業者は除く。 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員ではない者又はそれらと密接な関係を有しないものであること。 (5)市税に未納がないものであること。 (6)次のいずれかに該当するものであること。 ・【経営革新者】 創業支援事業計画のワンストップ窓口で1月以上の期間をかけ4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有しているものであること。 ・【企業価値診断者】 創業支援事業計画のワンストップ窓口で1回以上の相談を行い、適切な事業計画を有しているものであること。	【事業費・廃業費】 ・2分の1以内で限度額100万円（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） 【企業価値診断又は譲渡価格算定に要する経費】 ・2分の1以内で限度額30万円（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金	・次に掲げる要件のいずれにも該当する者。 (1)市内に主たる事業所を有する者で、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる者。 (2)市税に未納がない者。 (3)政治活動もしくは宗教活動を目的とした組織または団体ではない者。 (4)風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関係特殊営業または、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業所を経営する者ではない者。 (5)菊池市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または、同条第2号に規定する暴力団ではない者。	・補助対象経費の3分の2以内で限度額20万円。（その額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）

■宇土市 経済部 商工観光課 商工振興係

詳細HP： <http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

TEL：0964-27-3328 FAX：0964-22-6100

制度名	対象者及び対象事業・経費	補助率及び補助額
宇土市中小企業の店舗改装等近代化に対する整備資金利子補給条例	《対象者》 ・市内に住所を有するもの。 ・同一事業を1年以上営むもの。ただし新たに事業を開始するものについては、この限りではない。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けているもの。 ・熊本県信用保証協会の保証対象となる業種を営むもの。 ・市税等の滞納がないこと。 《対象事業》 店舗の改装事業 店舗の新設又は移設事業 顧客用の無料駐車場の新設又は整備事業 その他市長が認めた事業	《補助率》 利子補給の額は、支払利子額の7割以内。 《補給額等》 利子補給の対象期間は、利子補給の始期から60月以内とし、補給累計額が700,000円に達するまで。利子補給を受ける融資金の限度額は、借入金のうち10,000,000円を限度とする。
宇土市創業支援事業補助金	《対象者》 補助金交付決定日から12月以内に宇土市内で創業を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・個人事業主にあつては、事業完了までに、市内に居住し、本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・法人にあつては、事業完了までに、市内を本店所在地とした、法人登記が行われていること。 ・創業支援事業による支援を受けていること。 ・創業後に宇土市商工会に加盟し、経営指導員による定期的な指導を受け、創業の日から36月以上継続して事業を行う見込みがあること。 ・市税等の滞納がないこと。 《対象経費》 賃借料、建設費、改修・設備等購入費、マーケティング経費、販売促進経費、その他経費。ただし、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できるものとし、補助金交付決定後に支払うものであること。	《補助率》 対象経費の3分の2 《補助額等》 西部地区 上限額500万円 その他地区 上限額100万円
宇土市新型コロナウイルス感染症の影響による経営安定貸付に対する利子補給金	《対象者》 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 市内に本社又は事業所を有すること。 市税等の滞納がないこと。 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。 熊本県信用保証協会の保証対象となる業種を営むものであること。 補給金の交付対象となる融資制度の利子に対する国または他の公共団体の補給金の交付を受けていないもの。 R2.3.2～R3.2.28までに以下の融資を借り入れた中小企業者 《対象融資》 熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分） 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分） 熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分） 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）（新型コロナウイルス感染症対応枠） 日本政策金融公庫による生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠） 商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	《補給額等》 補給期間は累計36月以内とし、補給額累計は100万円に達するまで



制度名	対象者及び対象事業・経費	補助率及び補助額
宇土市企業立地特別奨励金条例	下記要件を満たす施設として宇土市の指定を受けた事業者（対象施設） ①製造業、電気・ガス業、運輸業、卸売業、情報サービス業、旅館業 ②①の業種に係る工場、貨物施設、情報サービス事業施設、旅館、ホテル、健康保養施設、職業技術訓練施設 （適用要件） ・2,000㎡以上の用地を取得又は賃借するものであること。 ・対象施設指定日から1年以内に着工し、着工日から3年以内に操業開始すること。 ・投下固定資産総額（土地、建物、償却資産（法定耐用年数10年以上に限る））が5億円以上であること。	【設備投資促進奨励金】 投下固定資産総額により ・5億円以上7億円未満 7千万円 ・7億円以上10億円未満 1億円 ・10億円以上15億円未満 1億5千万円 ・15億円以上20億円未満 2億円 ・20億円以上 3億円 宇土市内に既存の事業所を持たない企業に限る。 【賃借奨励金】 用地の賃借経費（敷金、権利金などの諸経費を除く）の2分の1（月額20万円上限）相当額を36か月分 【給水加入奨励金】 給水装置の新設時に納入する口径別加入金に相当する額

■上天草市 経済振興部 観光おもてなし課 産業振興係

URL : <https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>

TEL : 0964-26-5531 FAX : 0964-56-5107

制度名	対象者	限度額
上天草市中小企業設備投資資金利子補給補助金	上天草市内に住所及び事業所を有し、上天草市商工会に加盟している事業者。	補助期間：借入日から3年以内 補助率：金利2%以内 補助額：1会計年度上限20万円
中小企業者空き店舗等家賃補助金	上天草市商工会に加入する、またはしている者で、上天草市に主たる事業所（個人の場合は住所）を有する法人又は個人事業主。	補助期間：1年間 補助額：家賃の1/2 ※月額上限5万円
上天草市雇用促進住居手当補助金	上天草市内に事業所を有する事業者で、市外から新規雇用した従業員に、住居手当を支給する事業者。	補助期間：最大24月 補助額：住居手当の1/2 ※月額上限2万5千円

■宇城市 経済部 商工観光課 商工観光係

詳細HP : <http://www.city.uki.kumamoto.jp>

宇城市松橋町大野85 TEL : 0964-32-1604 FAX : 0964-34-3558

制度名	対象者	限度額
宇城市中小企業近代化整備資金利子補給補助金	(1)資本金又は出資金の総額が1,000万円以下の会社又は個人で、常時使用する従業員の数が50人以下のもの (2)宇城市に住所又は事業所（店舗等）を有し、同一事業を1年以上営んでいる者及び新規に創業又は事業転換する者 (3)市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては市長の証明があるもの (4)営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可を受けているもの	(1)利子補給の対象利率は、年4パーセント以内を限度とし、年間に支払った利子額の2分の1以内の額を利子補給として支給する。ただし、1円未満は切り捨てる。 (2)利子補給の対象期間は、償還の始期から3年間とする。 (3)一事業者が利子補給を受けることができる融資資金の限度額は、借入金のうち年間1,000万円を上限とする。

■阿蘇市 経済部 まちづくり課 商工物産係

詳細URL : <https://www.city.aso.kumamoto.jp/>

TEL : 0967-22-3318 FAX : 0967-22-4566

制度名	対象者	限度額
市町村特別小口資金保証制度	協会と損失補償契約を締結した市町村に1年以上住所を有し、協会の保証の対象になるものであって、次の要件を満たすもの。 ①1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っているもの ②常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ③前年度の市町村民税について税額があるものであって、かつ当該税額を完納しているもの（事業開始後2年未満のものについては、新たに賦課された税額の納期到来分を完納しているもの） また市町村民税について、非課税もしくは免税措置を受けているものにあつては市町村長の証明があるもの	1事業者あたり1,000万円以内
阿蘇市商店街活性化（空き店舗対策）事業	阿蘇市内の商店街にある空き店舗を賃借し、本市の特性を考慮した店舗、または観光面に貢献できる店舗を新たに开店できる方で、次の要件を満たすもの。 ①商工会に加入しているもの ②市町村民税等を完納しているもの ③开店後、3年未満のもの ④3年以内に事業を終了する見込みのないもの	出店者が所有者に支払った賃借料の2分の1の額で月額最大50,000円以内 最長3年間

■合志市 産業振興部 商工振興課

詳細URL : <https://www.city.koshi.lg.jp>

TEL : 096-248-1115 FAX : 096-248-1196

制度名	対象者	限度額								
中小企業人材育成費補助金	市内の中小企業の経営者及び従業員	受講料の2/3以内								
中小企業者店舗等近代化融資金利子補給	・市内に在住し市内において引き続き3年以上営業する個人又は法人 ・常時使用する従業員の数が20人以下	支払った利子の5割以内（市内中小企業者を利用し店舗等設備を近代化した場合は10割） ※融資の限度額 個人又は会社：700万円 協同組合：1,000万円								
大規模展示会出店支援事業補助金	市内の中小企業者	出展に係る小間料の1/2以内 上限額：20万円								
合志市創業支援事業補助金	・補助金の交付の申請を行う年度内に創業を行うか、事業が開始した日以後、3年を経過していない創業者。 ・個人の場合：市内に居住すること ・法人の場合：市内を本店所在地とした法人登記を行うこと	個人事業主：20万円以内 法人：30万円以内 対象経費の1/2以内								
合志市創業融資制度（信用保証料の補給あり）	・市内に住所及び事業所を有する者 ・6ヵ月以内に事業を開始する又は事業を開始した日以後、3年を経過していない創業者	融資限度額：1,000万円 融資期間：10年以内 貸付利率： <table><tr><td>3年以内</td><td>年1.00%以内</td></tr><tr><td>5年以内</td><td>年1.10%以内</td></tr><tr><td>7年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>7年超</td><td>年1.45%以内</td></tr></table> (いずれも固定金利)	3年以内	年1.00%以内	5年以内	年1.10%以内	7年以内	年1.30%以内	7年超	年1.45%以内
3年以内	年1.00%以内									
5年以内	年1.10%以内									
7年以内	年1.30%以内									
7年超	年1.45%以内									



くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

「物流出前授業」で若手人材確保に取り組む

公益社団法人 熊本県トラック協会青年部会 継運会



公益社団法人熊本県トラック協会青年部会継運会（松木一史部会長・松木運輸株式会社）では、県内の高等学校や大学を対象に「物流出前授業」を実施しています。

この取り組みは、深刻化する人手不足に対応し、運送業界の将来を担う優秀な若手人材の確保と、国内輸送におけるトラック運送の重要性を若年層に広く周知することを目的としています。

活動は2017年度から始まり、これまでに県内延44校で実施されてきました。授業では、物流の仕組みや社会における運送業の

重要性について説明するほか、部会長をはじめとする講師の部会員たちが、経営者として自社の取り組みや福利厚生についての質問にも回答しています。授業を受けた学生からは「物流業界のイメージが変わった、職業選択の一つとして考えるようになった。」といった前向きな感想が寄せられており、実際にこの授業をきっかけに会員企業へ入社した学生も出ています。長年にわたる熱心な取り組みが、着実に成果へとつながりつつある状況です。

今後の展望について松木部会長は「意欲を持って継運会に参加している部会員が、今後も事業を継続し、成長していくための学びの場を、さらに提供できる組織にしたい。」とお話いただきました。

働き方改革関連法や改正物流法などの施行により、運送業界は過渡期を迎えています。そうした中でも、青年部として多岐にわたる取り組みを展開し、部会員企業の持続的な発展の為、地道に周知活動に取り組まれています。



～ 単組青年部対抗ボウリング大会& ビア酒パーティを開催します！～

下記の通り、令和7年度のボウリング大会&ビア酒パーティを開催します。
毎年好評豪華賞品を取りそろえて、多数の参加をお待ちしております！

- 日時 令和7年7月18日（金） 18：00スタート
- 場所 ○ボウリング大会：スポーツ熊本
- ビア酒パーティ：JANG JANG GO



【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・齊藤

中小企業のサポーター



経営改善支援のご案内

熊本県信用保証協会に 直接相談してみませんか？

～中小企業の皆さまが抱える様々なお悩みに全力でお応えします！～

支援事例



お悩み 資金繰りが数カ月で厳しくなりそう…

**支援
内容**

借換えのご提案、資金繰り表の作成、経費削減・売上増加策の検討等、各種支援を行います



お悩み ホームページ制作や事業承継など複数悩み
ごとがある…

**支援
内容**

HP制作はよろず支援拠点、事業承継は事業承継引継支援センター等、各支援機関と連携して複数のお悩みを解決します

ご利用いただける主な支援サービス

原則
無料

金融・経営相談

資金繰りや新たな信用保証(融資)・条件変更等のご相談に応じます

カイゼン塾 (セミナー編、実践編)

コスト削減に向けた専門家による、現場での実践型研修を毎年開催しています

専門家派遣 サービスファイブ

5つの士業(中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、司法書士)の専門家がアドバイスを行います

プロ・ワン (工業系専門家派遣)

くまもと産業支援財団と連携し、工業系専門家派遣が現場改善や技術指導などアドバイスを行います

まずはお問い合わせください



熊本県信用保証協会

☎0120-69-3221

受付時間9:00～17:15
(土・日・祝を除く)

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

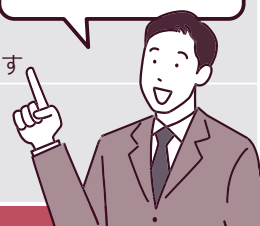
【本所】096-375-2000
【八代支所】0965-33-2579
【天草支所】0969-23-2015



保証料の上乗せで経営者保証が不要となる 「事業者選択型経営者保証非提供保証制度」がご利用いただけます！

対象者	次の(1)～(5)をすべて満たす法人 (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権が無く、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算が無い法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合(3)は問いません。
対象制度	原則として次の信用保険が付保された全ての保証が本制度の対象となります ①無担保保険 ②公害防止保険 ③エネルギー対策保険 ④海外投資関係保険 ⑤新事業開拓保険 ⑥事業再生保険 (注1) 本制度は、個別の保証制度ではありません (注2) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外となります
保証料率	対象者(3)①及び②のいずれも満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に0.25%上乗せ 対象者(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合 → 利用する保証制度所定の保証料率に0.45%上乗せ

詳細は保証事務課まで
お問い合わせください



熊本県信用保証協会

〒860-8551 熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先

保証部保証事務課

☎ 0120-69-3221

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げる
- ②定年の引上げ等の制度を規定した際に、専門家等に就業規則の作成等を委託し、経費の支出があること。また、改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ③1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ④高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置※の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて160万円まで支給

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(賃金制度、健康管理制度等)を実施した事業主の皆様を助成します。

支給対象となる主な措置の内容(注1)

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入

(注1) 措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%
(中小企業事業主以外は45%)

(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします)

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること
- ②無期雇用転換した労働者に転換後6ヶ月分(勤務した日数が11日未満の場合は除く)の賃金を支給していること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置※を1つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規則等に規定していること
- ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと

支給額

・対象労働者1人につき30万円
(中小企業事業主以外は23万円)

高齢者雇用管理に関する措置※とは
55歳以上の高齢者を対象とした、次のいずれかに該当するもの(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

- ★お問合わせや申請は、熊本支部高齢・障害者業務課までお願いします。
- ★コースごとに申請受付期間が異なります。
- ★制度の詳細はホームページ(<https://www.jeed.go.jp>)をご覧ください。

助成金説明会のご案内

開催日：令和7年 8/28、10/8、11/26
令和8年 2/5

*参加無料
*制度の詳細、説明会の詳細、申込方法については、
熊本支部ホームページをご覧ください

場 所：ポリテクセンター熊本(合志市須屋2505-3)

JEED 熊本 検索

お問い合わせ先

JEED 熊本支部
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
TEL：096-249-1888

令和7年5月分

景況ウォッチャー

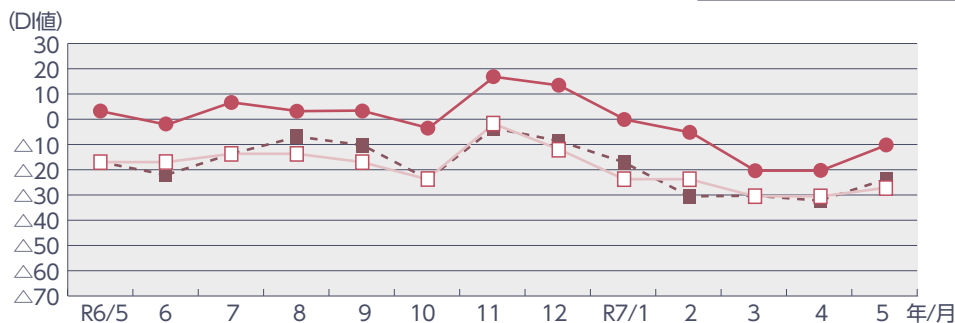
情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。

※DIの計算方法（『増加』『好転』した組合数－『減少』『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

■景況の推移（前年同月比）熊本県集計

売上高 収益状況 業界の景況

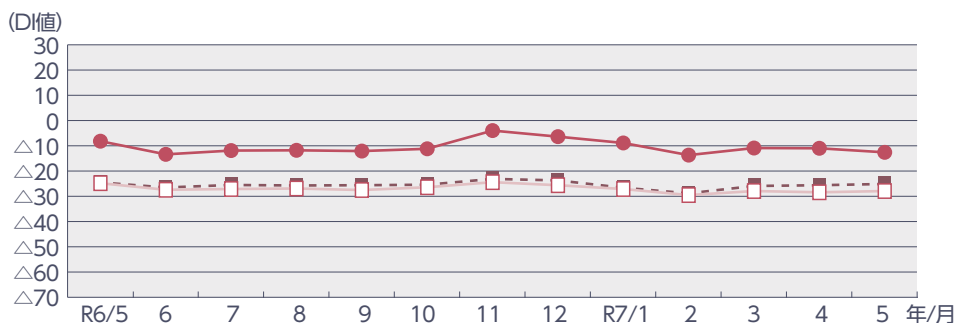


売上高がマイナス10.2ポイント、収益状況がマイナス23.7ポイント、景況がマイナス27.1ポイントとなり、3指標全て改善傾向となった。

	R6/5	6	7	8	9	10	11	12	R7/1	2	3	4	5
売上高	3.4	-1.7	6.8	3.4	3.4	-3.4	16.9	13.6	0	-5.1	-20.3	-20.3	-10.2
収益状況	-16.9	-22	-13.6	-6.8	-10.2	-23.7	-3.4	-8.5	-16.9	-30.5	-30.5	-32.2	-23.7
業界の景況	-16.9	-16.9	-13.6	-13.6	-16.9	-23.7	-1.7	-11.9	-23.7	-23.7	-30.5	-30.5	-27.1

■景況の推移（前年同月比）全国集計

売上高 収益状況 業界の景況



主要3指標は、景況がポイント0.5上昇、売上高が1.6ポイント低下、収益状況は0.5ポイント上昇した。

	R6/5	6	7	8	9	10	11	12	R7/1	2	3	4	5
売上高	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5
収益状況	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0
業界の景況	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8

■熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数（熊本市）は2010年を100とした指数

※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口（R7. 5）	1,686,931人	➡	⑪新車登録台数（R7. 5）	2,717台	➡
②鉱工業指数 生産（R7. 3）	123.4	➡	⑫中古車登録台数（R7. 5）	1,900台	➡
③鉱工業指数 出荷（R7. 3）	122.7	➡	⑬預金残高（R7. 1）	7兆7,183億円	➡
④鉱工業指数 在庫（R7. 3）	66.6	➡	⑭貸出残高（R7. 1）	5兆3,356億円	➡
⑤公共工事請負額（R7. 3）	370億円	➡	⑮企業倒産件数（R7. 4）	4件	↓
⑥設住宅着工戸数（R7. 3）	1,622戸	↑	⑯企業倒産負債総額（R7. 4）	86億4,500万円	↓
⑦百貨店売上高（九州）（R7. 3）	431億円	➡	⑰輸出（R7. 2）	38億円	↑
⑧スーパー売上高（九州）（R7. 3）	1,073億円	➡	⑱輸入（R7. 2）	103億円	↓
⑨共同店舗売上高（県内7店舗）（R7. 3）	4億8,246万円	↓	⑲消費者物価指数（R7. 3）	110.2	➡
⑩生コン出荷量（R7. 5）	98,442m ³	➡			

前年同月比（%）： -10%以上 減少 -5%以上～-10%未満 やや減少 0～±5%未満 不変 +5%以上～+10%未満 やや増加 +10%以上 増加

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②～④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤～⑧、⑬～⑱…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

木材・木製品 一般製材業

- 中国向け輸出の原木がやや単価を下げている。

印刷 印刷業

- 当業界では技術者の高齢化が大きな課題となってきた。

窯業・土石製品 コンクリート製品製造業

- 県全体の売上高前年同月比は減少した。郡部地区の動向としてまず城北地区では出荷の約9割を民需が占めており、工業団地やマンション関係の需要が旺盛である。天草地区ではトンネル工事や風力発電所の建設工事等の影響により前年同月比が増えているが、依然として熊本地区と郡部地区との出荷量に格差があり、特に郡部地区における今後の需要を注視している。

鉄鋼・金属 異業種

- あらゆる物価の高騰により、売上高はあまり変化しないが、経費が増加し、収益状況に大きく影響を及ぼしている。
- 売上高の減少傾向が変わらず、継続している。人材不足と原材料費の高騰が回復していないことが、経営者にとって大きな負担となっている。また、アメリカのトランプ大統領による関税の影響が徐々に高まりつつあり、地場の中小企業にとって、売上鈍化の大きなマイナス要因となることが懸念される。

卸売業 各種商品卸売業

- 組合員企業のうち食品卸の状況は原材料価格の高騰を要因とした価格転嫁を実施したことや冷凍食品やチルド品の需要増を背景に業績は安定している。しかしながら原価率が高くなり、配送頻度も多いなど経費削減が課題であり、将来的には少子化による人口減少の影響から縮小に転じる可能性があるため地場でのシェアを維持する努力をしている。建設資材卸は景気が持ち直している中で、民間非住宅建設投資は回復の動きが続くものの、資材価格の高止まりによる建設コストの増加を受け民間住宅需要に陰りがみられるため厳しくなると思われる。
- 5月に高校生を対象とした組合員企業向け会社訪問セミナーを実施した。どの組合員も労働力不足の課題を抱えており、更なるセミナー拡大の希望があった。

卸売業 野菜卸売業

- 5月中旬から野菜の価格が急落し、利益の確保が厳しい状況。

卸売業 生鮮魚介卸売業

- 買付額が4カ月連続で、前年比で減少している。

小売業 燃料小売業

- 5月22日より、燃料油価格激変緩和対策事業が、燃料油価格定額引下げ措置に変わった。22日以前の仕入れ分がある為、また、補助金額は段階的に増額される為、実際販売価格に反映されるのに2週間前後要すると考えていたが、22日以降一気に販売価格が下がった。制度が変わる際、最初の報道では「10円安くなる。」と言われ、その後「段階的に」と追加されたが、消費者に最初の報道が浸透していたのかもしれない。

小売業 その他の小売業

- 最近、経営状態が芳しくなく廃業危機に瀕している組合員が数社見られる。会員個々により経営状態は様々であるが、中古車業界は厳しい局面を迎えていることを踏まえ、少しでも役立つような情報発信をし、組合業務を行うことの必要性を感じている。

小売業 各種商品小売業

- 前年同月比 全店実績：91.5%、客数：87.3%、売上点数：84.8%。客単価は104.8%、1点単価は107.9%と前年同月比で1～2%の上昇率であった。
- 5月度売上は前年対比96.5%だった。若干消費者の値上げ疲れ感も見られ、販促とうまくかみ合わない部分も

あった（例えばポイント2倍や5倍セールの効果など）。特にお米の値上げ幅が大きく、動きはよくない。備蓄米の関係もあり消費者がより慎重になっていると思われる。

- 店舗の中に焼き立てパンコーナーを設置した。お客様の声として、以前焼き立てパンが店舗の中に製造販売を行っていた。今回は4坪の面積で焼き立てパンを別で製造し販売するスタイルである。お客様も好意的であり喜ばれている。
- コストアップのため各社値上が続いているが、ゴールデンウィーク需要で売上は好調。

小売業 飲食料品小売業

- 随意契約による政府備蓄米売渡しの申込を行い、100tの随意契約により6月下旬から7月頭には販売開始予定となった。

商店街 八代市

- 物価高騰により、商品や食材の仕入れに影響が出ている。また、天候不順により、商店街に来る年齢層の顧客は外出を控える状況にある。

商店街 天草市

- 最低気温が上がらず夏物の動きが悪い。物価高騰による買い控えが起きている。

商店街 熊本市

- 夕方からの人通りが以前より多く、若者と海外のお客様も増えている。工事用の大型車が増え、買い物客・車に注意をしなければいけなくなってきた。

サービス業 その他のサービス業

- この時期、業務量が地域により差が出ている。特に県南は豪雨災害の影響により、復旧工事関連の仕事が増えている。また、従来は夏に開催されるイベント等が熱中症の影響により秋に移行する事例が散見されてきた。

建設業 鉄筋工事業

- 近年の温暖化により、熱中症による死亡災害が2年連続で30人を超えたことなどにより、現場において、職場で熱中症による死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要となった。労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行となることから、建設業法改正施行に向けた説明会第2回を八代地区にて開催し、熱中症について活発な意見が飛び交った。
- 5月の鉄筋工事は、少なかった。
- どの団体も、抱える問題は、人材であるとの話。鉄筋工事は専門知識と技術を要し、品質や安全性に直結する。適切な技能を持った技能士の確保や定期的な教育の実施が必要。教育の実施は労力と時間を要する。早急な対策が必要である。鉄筋事業継承ひいては、インフラを担っていることを考えると、皆様の生活にも影響を及ぼすことが大きい。

建設業 鉄骨工事業

- 見積が少ない。公共工事が少ない。中小物件が少ない。
- 図面の承認が遅いので、予定より作図工程が遅くなり工場の工程がうまく流れない。
- 人材が不足している。
- TSMC関連の工事が少しずつ出て来た。

運輸業 沿海運輸業

- 4月から用船料が上がっており、人件費増加分もある程度カバーできている。

運輸業 一般乗用旅客自動車運送業

- 大型連休の後、特に平日の乗客が減少した。

運輸業 一般貨物自動車運送業

- 5月の荷動きは良くも悪くもなく通常通りであった。最近では熱中症対策の費用が増加しており、燃料価格の動向も不安材料である。人件費の増加に加え、経費や原価の増加など厳しい状況が続いている。

きつとみつかる
いい人、いい仕事



job sanko
ジョブ産雇



公式
キャラクター
リジョブさん

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関

企業と人材を結ぶエキスパート

6つの取り組みで
働く雇用をサポート

- ① 離職する従業員の再就職をサポート
- ② 人材を確保したい企業に対するサポート
- ③ 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- ④ 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- ⑤ 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- ⑥ 従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー（有料）

費用は
無料

公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）熊本事務所

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 1-7 M Y 熊本ビル 6 階

TEL 096-359-3526 FAX 096-319-1055

ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

詳しくはこちら



リワーク支援（職場復帰支援）のご案内

利用料は無料

うつ病等のメンタルヘルス不全で休職している従業員のスムーズな復職をサポートします。職業センターでは、職場復帰直前の方を対象に、休職期間を利用して職場復帰に向けたウォーミングアップのための通所プログラムを実施しています。

専門スタッフが主治医と連携しながら、休職者及び事業主双方へ支援を行います。

お申込みは、ご本人、企業担当者、主治医などなたからでも構いません。

事業主への支援

勤務条件の助言

職務内容、業務量、当面の出勤ペース、就業時間等の助言



職場復帰受入部署への助言・研修



復帰後の雇用管理に関する助言

職場復帰者の状況把握のポイント、指導方法等の助言



休職者への支援

生活リズムの構築



職務遂行に必要な持続力・集中力の回復



再発防止に向けたストレス対処法の習得



～ リワーク支援の流れ ～

休職者 事業主 主治医

職場復帰に係る3者の意向確認

アセスメント

支援計画の策定（3者の同意）

センター内での支援

職場でのリハビリ出動（必要に応じて実施）

職場復帰

復帰後のフォローアップ

～ リワーク支援説明会 ～

毎月1回、本人及び企業担当者向けの説明会を行っています。※オンラインでの相談も可能
お申し込み方法・日程等は当センターのホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



詳細は
こちらから



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
熊本支部 熊本障害者職業センター

所在地：〒862-0971 熊本市中央区大江6丁目1-38

T E L：096-371-8333 メール：kumamoto-ctr@jeed.go.jp

開庁日時：8：45～17：00（土・日・祝、年末年始休暇を除く）

お問い合わせ先

月刊 中央会

組合活性化情報

No.830/2025.7月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949

E-mail:info@chuokai-kumamoto.com

発行所/熊本県中小企業団体中央会 熊本市中央区安政町3番13号 発行人・編集人/専務理事 西尾浩明 印刷所/コロニー印刷 熊本市西区二本木3丁目12-37

健康で保険料がおトクに!

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ



健診結果を出し、条件を満たせば、
保険料がお得になるかも!

よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、
健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2024-1008(2024.10)

商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して
対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、
一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。
これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや
補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がける
さまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

熊本支店 TEL:096(352)6184

〒860-0846 熊本市中央区城東町2番23号



人を思う。未来を思う。

商工中金

中央会会員組合および組合員事業所の皆さまへ

24時間健康相談等のメディカル総合サービス付き

傷害総合保障共済のご案内

- ①思いがけない傷害事故や、疾病・介護が必要なときの経済的負担をしっかり保障します。
共済金は、政府労災に関係なくお支払いします。

傷害共済金（死亡・後遺障害・入院・手術・通院）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに共済金をお支払いします。

自動車にはねられて
ケガをした階段から転んで
ケガをした仕事に
ケガをした料理中に
ヤケドをした自転車転倒し
ケガをしたゴルフ場でプレー中に
ケガをした

疾病共済金（死亡・入院）

疾病を被り、死亡または継続して30日以上入院したときに、あらかじめ定められた額の共済金をお支払いします。

※A,Bタイプのみ



心臓病で死亡した



脳こうそくで入院した

傷害介護共済金

傷害により、約款に定める後遺障害となり、かつ寝たきりにより要介護状態となったときに共済金をお支払いします。

食事において
他人の介護が必要

- ②健康支援のための「ハロー健康クラブ24」のサービスが無料でご利用いただけます。

24時間電話健康相談サービス

健康・医療・育児・介護相談

医療機関情報の提供

メンタルヘルスの相談

専門医による電話相談（予約制）

事前予約により各分野の専門医に相談できます。

メディカルナビゲーション

医療カウンセリングのプロが直接悩みをお聞きし、セカンドオピニオンサービス等をご提案。

※提供/ティーバック株式会社（提携会社）

※共済掛金は月額1,000円と2,000円のコースがあります。満6歳からご加入いただけます。

※詳細については、傷害総合保障共済パンフレットをご覧ください。

★上記のほか、各種共済もごございます

お申込み、お問い合わせは 中央会へ

（取扱団体名）

熊本県中小企業団体中央会

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館6階）
TEL 096 (325) 3255 FAX 096 (325) 6949

（引受団体名）

安心、信頼、ゆたかな未来へ。

くまもと共済 熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館5階）
TEL 096 (325) 3411 FAX 096 (354) 0861

（元受団体名）

全日本火災共済協同組合連合会

東京都中央区日本橋浜町2-11-2（日本橋中央ビル5階）
TEL 03 (3667) 5111 FAX 03 (3668) 8919